

グリーンシート銘柄の契約締結前交付書面

— この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。 —

この書面には、グリーンシート銘柄のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。グリーンシート銘柄をお取引される際には、あらかじめこの書面に記載されたリスクや留意事項等をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止され、同日をもってグリーンシート銘柄のお取引はできなくなりますので、ご注意ください（同日以前であっても、一定の事由の発生により当該銘柄の指定が取り消され、または当該銘柄の発行者の意思により自主的に指定を取り消した場合には、指定取消日以後のグリーンシート銘柄としてのお取引はできなくなります。）。
- グリーンシート銘柄等は、金融商品取引所に上場されておらず、その発行者は、収益基盤が確立されていないことなどにより財務体質が脆弱な状態となっている場合もあり、気配相場等の変動や当該発行者等の信用状況に応じて価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。当社がグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う際には、企業情報等が記載された「会社内容説明書」、「目論見書」等により、発行者の内容についてご説明いたします。
- グリーンシート銘柄は、上場有価証券が具体的に組織化された取引所金融商品市場において取引されるのに対し、一定の取引場所を持たず、当社の店頭において取引が行われます。また、その売買取引は、当社との間の相対売買であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても金融商品取引業者によって売買価格が異なることがあります。

グリーンシート銘柄の取引における手数料・リスク等について

手数料など諸費用について

- ・グリーンシート銘柄を募集により購入する場合は、募集価額と発行価額の差額の総額は、取扱証券会社の手取金となります。
- ・グリーンシート銘柄の売買等にあたっては、当該グリーンシート銘柄の購入対価の他に約定代金の 2.16%（税込み）に相当する額（但し、約定代金の 2.16%に相当する金額が 3,240 円に満たない場合は 3,240 円（税込み））の売買手数料をいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・グリーンシート銘柄の売買等にあたっては、気配相場等の変動や、投資証券または優先出資証券の裏付けとなっている株式、債券、不動産等の価格や評価額の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や

評価額の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・ グリーンシート銘柄の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、投資証券または優先出資証券の裏付けとなっている株式、債券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・ グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・ また、取得請求権等が付されたグリーンシート銘柄については、権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- ・ グリーンシート銘柄のお取引は、取引所金融商品市場での取引に比べて流動性が非常に低く、買いたいときに買えない、売りたいときに売れない可能性があり、短期間に価格が大きく変動する可能性もあります（日本証券業協会では統一的な制限値幅を設けておらず、取扱証券会社各社により値幅制限が行われていますのでご注意ください。）。また、一定の事由により、グリーンシート銘柄としての売買が停止されることや指定が取り消されることがあります。さらに、グリーンシート銘柄制度は平成30年3月31日をもって廃止されることから、制度廃止前に発行者の意思で指定を取り消すことが選択されることがあります。これらにより、投資家の方々に不測の損害が発生するおそれがあります。

グリーンシート銘柄のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ グリーンシート銘柄の売買等に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

グリーンシート銘柄に係る金融商品取引契約の概要

当社におけるグリーンシート銘柄のお取引については、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは私売出し（金融商品取引法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。）の取扱い
- ・ グリーンシート銘柄の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となるグリーンシート銘柄の売買

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等（平成 28 年以降は、他の非上場株式等の譲渡所得等）との損益通算が可能となります。
- ・ グリーンシート銘柄の配当金は、原則として、配当所得となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業及び金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業であります。当社において第一種金融商品取引業として行われるグリーンシート銘柄の売買や保護預りは、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- ・ 売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 取引時間は、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分まで、及び午後 0 時 30 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）です。
- ・ グリーンシート銘柄の取引はすべて指値でご注文をお受けいたします（成行注文はできません。）。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただかなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ 当社が提示する気配は、あくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている気配値で取引が行われるとは限りません。
- ・ 未発行のグリーンシート銘柄については、店頭取引を行えません。
- ・ グリーンシート銘柄の取引の受渡しは、原則として約定日から起算して 4 日目（休業日を除く。）の日に行われます。
- ・ ご注文いただいたグリーンシート銘柄の売買等の取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ グリーンシート銘柄の会社情報等については、インターネットを通じて当社ホームページ、日本証券業協会のホームページ、又は適時開示情報閲覧サービス(TDnet)にてご自身で取得する必要があります。

- ・ 日本クラウド証券ホームページアドレス <http://equity.crowdank.jp/>

- ・ 日本証券業協会グリーンシートページアドレス

<http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/index.html>

- ・ 適時開示情報閲覧サービス(TDnet)アドレス

<http://www.jsda.or.jp/html/equity/tdnetlink.html>

その他の留意事項

- ・ 発行者の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の「店頭有価証券に関する規則」第5条に基づく開示書類であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。したがって、有価証券報告書等を提出していない企業の場合、そのディスクロージャーの内容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。
- ・ グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。
- ・ グリーンシート銘柄の発行者については、インサイダー取引規制の対象となりますので、内部者等におかれましては、十分ご注意ください。

当社の概要

商 号 等	日本クラウド証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第115号
本 店 所 在 地	〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	100,000,000円（平成29年3月28日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	平成9年7月
連 絡 先	電話 03-6447-0011 FAX03-6447-0012

（平成29年3月28日）